

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和3年3月17日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 3件

国 民 年 金 関 係 3件

厚生局受付番号：関東信越（東京）（受）第 2000389 号

厚生局事案番号：関東信越（東京）（国）第 2000051 号

第1 結論

昭和 61 年 4 月から同年 9 月までの請求期間については、国民年金保険料を免除されていた期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：男

基礎年金番号：

生年月日：昭和 16 年生

住所：

2 請求内容の要旨

請求期間：昭和 61 年 4 月から同年 9 月まで

私は、請求期間について、国民年金保険料の免除申請の手続を行ったとして、これまで 7 回、訂正請求を行ってきたが、年金記録の訂正是認められなかった。

改めて、厚生局に訂正請求を行うので、請求期間を申請免除期間に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者の訂正請求については、i) 請求者が昭和 61 年度当初の 4 月から国民年金保険料の免除の承認を受けるには、当該年度の 7 月までに申請免除手続を行う必要があったところ、請求者の請求期間直後の昭和 61 年 10 月から昭和 62 年 3 月までの期間は申請免除期間となっており、当該申請免除は、昭和 61 年 12 月 4 日に申請が行われ、同年 12 月 24 日に処理されていることがオンライン記録により確認でき、当該記録に不自然さはみられない上、昭和 61 年 12 月時点では、請求期間の国民年金保険料の申請免除を行うことはできること、ii) 請求者が請求期間の国民年金保険料の申請免除手続を行ったとすれば、請求者は、昭和 61 年 7 月までに申請免除を行ったことになるが、この場合、昭和 61 年 4 月から昭和 62 年 3 月までの 1 年分の申請免除を行うことが可能であり、昭和 61 年度の国民年金保険料の免除の承認を受けるには、1 回の申請免除手続で足りるにもかかわらず、昭和 61 年 12 月に当該年度の一部である昭和 61 年 10 月から昭和 62 年 3 月までの期間の国民年金保険料の申請免除手続を行ったとは考えにくいこと、iii) 請求者は、請求期間の申請免除手続を何月頃に行ったか、全く覚えていないと陳述しており、請求者が昭和 61 年 7 月までに申請免除手続を行い、承認を受けていたと推認することができないことなどから、過去 7 回の訂正請求において年金記録の訂正是必要でないとする関東信越厚生局長の決定が通知されている。

今回、請求者は、8 回目の訂正請求を行っているものであるが、請求者から新たな資料等の提出はなく、請求期間に係る請求者の国民年金保険料の免除に関して新たな事情も見当たらな

い。

そのほか、請求内容及びこれまでに収集した資料を含めて改めて検討したが、当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、請求者が請求期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 2000445 号

厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（国）第 2000052 号

第1 結論

昭和 63 年 4 月から平成 8 年 3 月までの請求期間については、付加保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 36 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 63 年 4 月から平成 8 年 3 月まで

私は、昭和 63 年 4 月に国民年金に加入し国民年金保険料の納付を始めた。

いつ頃かは覚えていないが、母親から将来の年金額を少しでも増やすため、付加保険料の納付を勧められた。

昭和 63 年 4 月の国民年金加入と同時に付加保険料を納付し始めたのかは覚えていないが、平成 7 年 11 月に結婚をする以前から継続して付加保険料を納付していたはずなので、請求期間について付加保険料を納付した記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、いつ頃かは覚えていないが、母親から将来の年金額を少しでも増やすため、付加保険料の納付を勧められ、平成 7 年 11 月に結婚をする以前から継続して納付していた旨主張している。

しかしながら、付加保険料の納付については、国民年金法第 87 条の 2 第 1 項により、第 1 号被保険者がその納付について申出をした日の属する月以降の各月につき納付する者となることができると定められているところ、オンライン記録によると、請求者の付加保険料の申出日は平成 8 年 4 月 17 日と記録され、始期は同年 4 月となっていることから、当該申出日において、請求期間に係る付加保険料は納付することができない上、昭和 63 年 4 月から現在まで継続して国民年金に加入している中で、請求者の主張どおり、請求期間において付加保険料の申出が行われ、継続して納付していた場合、再度、平成 8 年 4 月 17 日に付加保険料の申出日が記録されることは考え難い。

また、請求者が請求期間の大半の期間に居住していた A 市は、付加保険料の納付を希望した者の国民年金保険料の納付書は、定額保険料と付加保険料の合計を記載した納付書を発行していた仕組みであった旨回答しているところ、オンライン記録には、請求者の国民年金保険料に

について、昭和 63 年 4 月から平成元年 3 月までの期間は定額保険料のみの納付、平成元年 4 月から平成 8 年 3 月までの期間は定額保険料のみの前納と記録されていることから、付加保険料を含めた納付書を用いて保険料を納付したとは考え難い。

さらに、定額保険料を前納後に付加保険料納付の申出をした場合、付加保険料は定額保険料とは別に納付することになるが、請求者は、付加保険料の手続及び納付場所について具体的な記憶はない旨陳述している。

そのほか、請求者が、請求期間の付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求期間の付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号：関東信越（東京）（受）第 2000511 号
厚生局事案番号：関東信越（東京）（国）第 2000053 号

第1 結論

昭和 59 年 * 月から平成元年 10 月までの請求期間及び同年 11 月から平成 2 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：男

基礎年金番号：

生 年 月 日：昭和 39 年生

住 所：

2 請求内容の要旨

請 求 期 間：① 昭和 59 年 * 月から平成元年 10 月まで
② 平成元年 11 月から平成 2 年 3 月まで

私は、請求期間当時は大学生だったので、私の父又は母が、A 市から委託されて自宅に来ていた国民年金保険料の集金人を通して私の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付してくれていた。平成元年に、私は妹と二人で B 市へ転居したが、その後も父又は母が保険料を納付してくれていた。請求期間が国民年金の未加入期間とされているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者の母親は、請求者が 20 歳となったときに請求者の国民年金の加入手続を行い、請求期間の保険料を納付していたと陳述しているが、請求者に係るオンライン記録において、請求者が国民年金に加入した記録がないところ、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索においても請求者に係る国民年金手帳記号番号が払い出されたことを確認することができない。

また、請求者の母親は、請求者の国民年金の加入手続の際に交付された年金手帳の色は青だったと回答しているが、青色の年金手帳は請求期間後の平成 9 年から交付されている。

さらに、戸籍の附票によると、請求者は、平成元年 11 月に両親の元を離れ、A 市から B 市に転居していることが確認できるところ、請求者の母親は、離れて暮らしていた頃の保険料をどのように納付していたのか記憶がはっきりしない旨陳述している。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。